



2025年度版



※生命保障プランには適用されません。

ワークマン加盟店会の皆さま

# 加盟店会補償プラン

団体総合生活補償保険（MS&AD型、標準型）、所得補償保険、団体定期保険

- **病気・ケガ 補償プラン**  
(旧基本補償プラン)
- **ケガのみ 補償プラン**
- **就業不能 補償プラン**  
(旧所得補償プラン)
- **生命 保障プラン**  
(旧死亡保障プラン)

『病気やケガによる**入院・通院**』

『**働けなくなった**とき』

『**万一**のとき』に備える

“**加盟店限定**”の制度です



保険期間の途中でも  
ご加入できます

## 保険期間

**2025年11月1日午後4時～  
2026年11月1日午後4時**

※団体定期保険（生命保険）は、  
2025年11月1日～2026年10月31日と  
なります。

## 募集締切日

**2025年9月19日（金）**

※加入申込票はワークマン加盟店会  
事務局までご提出ください。



# 加盟店会補償プラン **5つ** のポイント

- 1 加盟店の皆さまに合わせて設計された保険制度です
- 2 スケールメリットを生かした、団体割引 **15%** が適用されます
- 3 配偶者（勤務されている方）、使用人、社員、パート・アルバイトの方も対象です
- 4 1年更新のため、毎年補償内容の見直しが可能です
- 5 必要な補償を、自由にカスタマイズできます

## こんな時、お役に立ちます！

P.3-P.4



がん治療手術で入院することになった…



病気・ケガ補償プラン



商品陳列時に脚立から足を滑らせて転倒してしまった…



ケガのみ補償プラン



アルバイトのため自転車で通勤中、車と接触してケガをしてしまった…



ケガのみ補償プラン  
(パート・アルバイト用)



帯状疱疹で長期間働けなくなり、就業できなくなった…



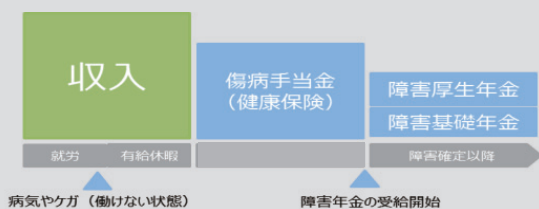
就業不能補償プラン

## 働けなくなったときや、万一のとき受けられる

### 働けなくなったときは

一定の障害状態になったときは、公的年金制度から障害年金が支給されます

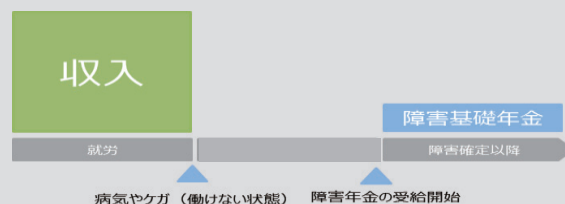
#### ● 会社員・公務員等のイメージ



#### 【傷病手当金】

- 業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与等の支払いがない場合に、4日目から通算1年6か月以内にわたり、給与の約3分の2が健康保険等から支給される制度です。
- 一般的に国民健康保険の加入者（自営業者等）には傷病手当金は支給されません。
- 加入している健康保険組合や共済組合等によっては、上記と異なる場合があります。

#### ● 自営業者等のイメージ



#### 【障害年金】

- 障害認定日（原則として初診日から1年6か月後）に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には、障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取れるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。

## ご加入にあたって

申込締切日	<b>2025年9月19日（金）</b>
保険期間	2025年11月1日午後4時～2026年11月1日午後4時 ※【生命】保障プラン（団体定期保険）は 2025年11月1日～2026年10月31日となります。
申込人となれる方	ワークマン加盟店会の会員（店長・法人の場合は代表者）
被保険者となれる方	<p>■個人型の場合（【ケガ・病気】補償プラン、【ケガのみ】補償プラン①、【就業不能】補償プラン）以下の方が被保険者（補償の対象者）本人（*）としてご加入いただけます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ワークマン加盟店会の会員本人 （①会員が個人事業主の場合には個人事業主 ②法人会員の場合にはその代表者）</li> <li>2. 会員本人の配偶者で勤務されている方</li> <li>3. 会員の店舗に勤務する方 （会員が上記1 ①の場合にはその使用人、②の場合にはその社員で後記パート・アルバイトを除く）</li> </ol> <p>（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。 なお、「病気・ケガ補償プラン」および「就業不能補償プラン」は健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。</p> <p>■準記名式契約の場合（【ケガのみ】補償プラン②） 会員の店舗に勤務するパート・アルバイト全員 （上記のうち、1日あたりの最大稼働人数でご加入いただけます。詳細はP.12をご確認ください。）</p>
加入可能年齢	<p>【病気・ケガ】補償プラン、【就業不能】補償プラン ⇒満15才以上 満69才以下</p> <p>【ケガのみ】補償プラン ⇒年齢制限なし</p> <p>【生命】保障プラン ⇒満14才6か月超 満65才6か月以下</p>

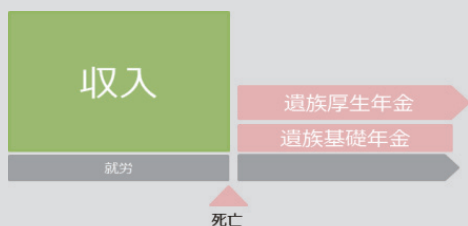
本パンフレットに記載の公的制度的内容は2025年7月現在のものです。

## 公的保障制度についても知っておきましょう

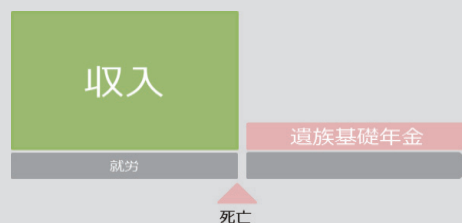
### 万一のときは

万一のときは、残されたご家族に公的年金制度から遺族年金が支給されます。

#### ●会社員・公務員等のイメージ



#### ●自営業者等のイメージ



#### 【遺族基礎年金】

●遺族基礎年金は、自営業・会社員・公務員等の方が亡くなったとき、「子のある配偶者」または「子」に支給される年金です。

※「子」とは18歳到達年度末日まで（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満まで）の子です。

#### 【遺族厚生年金】

●遺族厚生年金は会社員・公務員等の方が亡くなったとき、一定要件を満たすとご遺族に支給される年金です。

# 加盟店会補償プラン早見表

プラン名	こんなリスクに対応します
<p>病気・ケガ 補償プラン</p>  <p>P.7-P.10</p>	<p>病気・ケガによる入院や通院等を補償するプラン</p> <p>オプションをセットすることで、更に手厚い補償に！</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●親介護</li><li>●先進医療</li><li>●がん治療充実</li></ul> <p>日帰り入院も対象 1日目から補償</p>
<p>ケガのみ 補償プラン</p>  <p>P.11-P.12</p>	<p>ケガでの入院や通院等を補償するシンプルなプラン</p> <p>《店長（法人の場合は代表者）・配偶者・使用人（社員）》 業務中、プライベートのケガも補償</p> <p>《パート・アルバイト》 業務中・通勤中のケガを補償 準記名式（無記名）！ 1日あたりの最大稼働人数でOK！</p> <p>日帰り入院も対象 1日目から補償</p>
<p>就業不能 補償プラン</p>  <p>P.13-P.14</p>	<p>病気やケガで働けなくなったときの収入減をカバーするプラン</p> <p>病気やケガで働けなくなったときの治療費や収入減に備えることが可能</p> <p>就業不能期間の 5日目から補償</p>
<p>生命 保障プラン</p>  <p>P.15-P.16</p>	<p>在職中に亡くなった場合に備えるプラン</p> <p>約款所定の高度障害状態になった場合も保障 万が一の際の葬儀費用や介護費用等にご活用することが可能</p>

団体割引  
15%  
適用※



※生命保障プランには適用されません。

早見表

おすすめプラン

病気・ケガ補償プラン

ケガのみ補償プラン

就業不能補償プラン

生命補償プラン

保険金請求の流れ

Q & A

保険金のお支払例

被保険者  
《補償(保障)の対象者》

病気で入院した

がんが見つかり、手術した

地震によるケガ

通勤中のケガ

業務中のケガ

- ・店長  
(法人の場合は代表者)
- ・配偶者  
(勤務されている方)

- ・使用人  
(社員)

スポーツ中のケガ

地震によるケガ

パート・アルバイトの補償範囲

業務中のケガ

通勤中のケガ

- ・店長  
(法人の場合は代表者)
- ・配偶者  
(勤務されている方)

- ・使用人  
(社員)

- ・パート
- ・アルバイト

糖尿病になり、長期入院することになってしまった

交通事故にあい、長期入院することになってしまった

- ・店長  
(法人の場合は代表者)
- ・配偶者  
(勤務されている方)

- ・使用人  
(社員)

亡くなってしまった場合

高度障害状態になってしまった場合

- 店長・配偶者  
(勤務されている方)

- 社員

# おすすめプランのご紹介

年齢やライフプラン  
保険を選ぶことです。  
た保険に加入しまし

何に  
備えたい  
ですか？

病気やケガに  
備えたい！

夫婦の備えを  
考えたい！

子どもが生まれたから  
保障(補償)を大きく  
したい！

働き盛りの世代の  
万ーに備えたい！

子どもが独立したから  
保障(補償)を  
見直したい！

ライフステージに合わせて  
最適な保険に入りたい



生命  
保障プラン

病気・ケガ  
補償プラン

就業不能  
補償プラン

病気・ケガ  
補償プラン

オプション  
補償

20代・30代

加盟



子ども



500万 500万

1000万

30万円

45

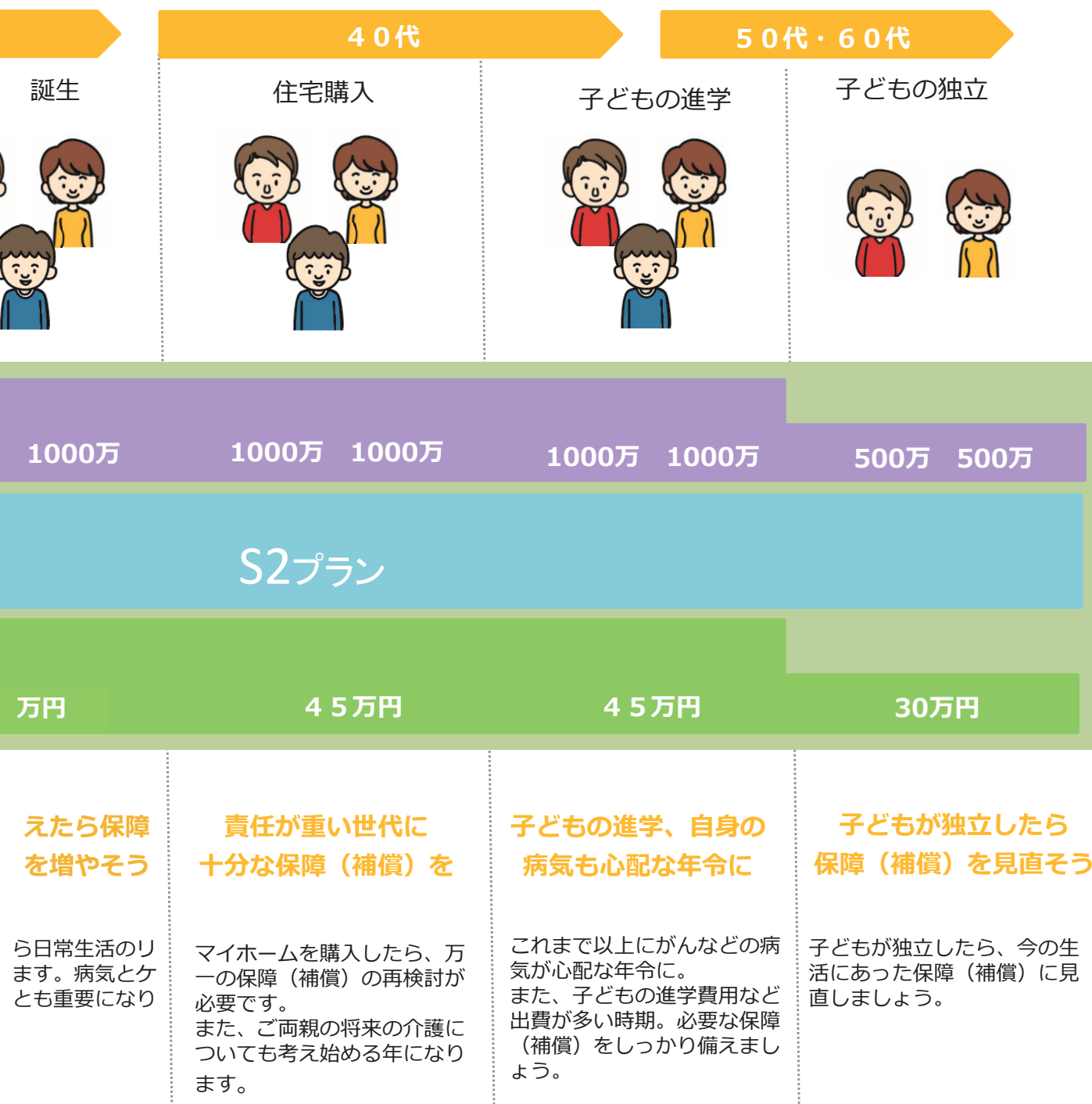
大切な家族を守るために

自分に万一のことがあったとき  
に家族の生活を保障(補償)する  
保険が必要になります。

家族が増  
(補償)

家族が増えた  
スクも高まり  
ガに備えるこ  
ます。

が変われば、必要な保障（補償）額も大きく変わります。大切なのは、その時々自分にあった家族構成、生活環境が変化したときには加入している保険の内容をよく確認し、ニーズに適しよう。



**+** 親介護  
オプション

**+** がん治療充実  
オプション

**+** 先進医療  
オプション

※) オプション単体ではご加入できません。  
病気・ケガ補償プラン (S2, A2, B2, C2, E2) にご加入の上、セットしてください。

# 病気・ケガ補償プラン

※旧基本補償プランから名称変更しました。補償内容は変わりません。

## ○ プランの概要



病気やケガで入院したり、手術を受けたりした場合等に補償するプランです

## ○ 補償の範囲



病気で入院した



がんが見つかり手術した



強盗に襲われてケガをした



スポーツ中にケガをした



業務中にケガをした



通勤中にケガをした

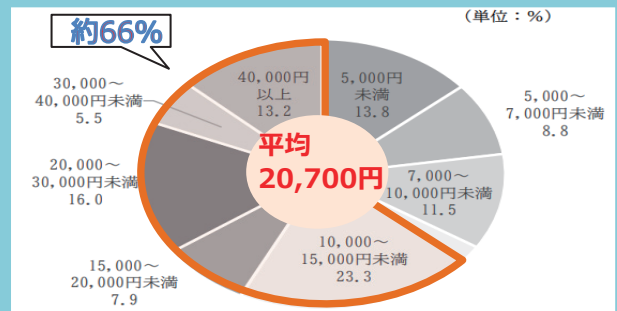


地震発生時に転んでケガをした

など

### Pick up!!

入院時1日あたりの自己負担費用は6割以上の方が**10,000円以上**です。補償の上乗せとしてのご加入もできます。



( (公財) 生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」から作成)

※治療費/食事代/差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額

## ○ 保険金のお支払例

【例①】脳卒中で手術（入院中の手術）をうけ、その後40日間入院した場合（A2プランに加入）

疾病入院保険金 5,000円×40日 = **200,000円**  
疾病手術保険金 5,000円×10倍 = **50,000円**

合計**25万円**のお支払

【例②】大腸ポリープのため、入院せず外来扱いで切除手術を受けた場合（B2プランに加入）

疾病手術保険金 5,000円×5倍 = 25,000円

合計**2.5万円**のお支払

# ○ 補償内容（保険金額）と保険料

おすすめ

補償内容 <保険金額>		このような時にお支払いします	S2	A2	B 2	C 2	E 2
病気	疾病入院保険金日額 (180日限度) 1日につき	病気で入院したとき 日帰り入院から補償	10,000円	5,000円	5,000円	3,000円	2,000円
	疾病通院保険金日額 (30日限度) 1日につき	病気で入院し退院後にその病気を原因として通院したとき	5,000円	2,500円	2,500円	2,000円	1,000円
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	800万円	800万円	500万円	400万円	200万円
	傷害入院保険金日額 (180日限度) 1日につき	ケガで入院したとき 日帰り入院から補償	10,000円	10,000円	7,500円	5,000円	2,000円
	傷害通院保険金日額 (90日限度) 1日につき	ケガで通院したとき 通院1日目から補償	6,500円	6,500円	5,000円	3,000円	1,000円

- ケガの補償は「天災危険補償特約」がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。
- 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払します。
- 疾病手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍をお支払します。なお、放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金として疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。
- 同一被保険者で「病気・ケガ補償プラン」と「ケガのみ補償プラン」の両方に加入することはできません。「病気・ケガ補償プラン」に加入される場合は、上記S2～E2のいずれかから1つ選択してください。

年令	S2	A2	B 2	C 2	E 2
15～19才	4,020円	3,820円	2,830円	1,860円	770円
20～24才	4,260円	3,940円	2,950円	1,930円	810円
25～29才	4,590円	4,110円	3,120円	2,040円	880円
30～34才	4,940円	4,280円	3,290円	2,140円	940円
35～39才	5,010円	4,320円	3,330円	2,160円	950円
40～44才	5,050円	4,330円	3,340円	2,180円	970円
45～49才	5,480円	4,550円	3,560円	2,320円	1,050円
50～54才	6,170円	4,900円	3,910円	2,530円	1,190円
55～59才	7,230円	5,420円	4,430円	2,860円	1,400円
60～64才	9,000円	6,310円	5,320円	3,410円	1,750円
65～69才	12,110円	7,870円	6,880円	4,360円	2,380円

- 保険料は、2025年11月1日時点での被保険者本人の満年齢となります。

早見表

おすすめプラン

病気・ケガ補償プラン

ケガのみ補償プラン

就業不能補償プラン

生命補償プラン

保険金請求の流れ

Q & A



# オプション補償

## 選べる3つのオプション

オプション単体ではご加入できません。  
病気・ケガ補償プラン (S2、A2、B2、C2、E2) にご加入の上、セットしてください。

### 1. 親介護オプション

特約被保険者（親御さま）の要介護状態<sup>(※)</sup>が30日を超えて継続した場合、親介護一時金額 **300万円** を特約被保険者にお支払いします。

#### ■ 介護にかかる初期費用は？

福祉用具の  
購入費等

住宅改修費等

一時的にかかる費用

平均 **47万円** <sup>※1</sup>

満**89才**以下の方が、  
特約被保険者（親）として  
ご加入いただけます。



(※) 要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。  
・公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態  
・上記以外で特約所定の状態に該当した場合  
P.28、P.34もあわせてご確認ください。

※1 (公財) 生命保険文化センター「令和6年度 生命保険に関する全国実態調査」

### 2. 先進医療オプション

公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用<sup>※1</sup>等を補償します。

POINT

#### 1 先進医療に要する費用を補償

たとえば/  
重粒子線治療

ガン治療に効果が見込まれる  
重粒子線治療の自己負担は…  
約314万円<sup>※2</sup>



陽子線治療

その他にも、先進医療にはさまざまな高度な医療があります。

※1 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。  
※2 令和6年12月5日厚生労働省「第138回先進医療会議」資料 「令和6年度実績報告(令和5年7月1日～令和6年6月30日)」より

POINT

#### 2 先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償

たとえば/  
重粒子線治療

実施している医療機関は  
全国で**7病院**<sup>※3</sup>に限られます



(群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県・山形県)

※3 令和7年6月1日 現在 厚生労働省ホームページより

補償する交通費・宿泊費とは

- ・先進医療を受けるための病院等との間の往復交通費
- ・先進医療を受けるための宿泊費  
(1泊につき1万円が限度)

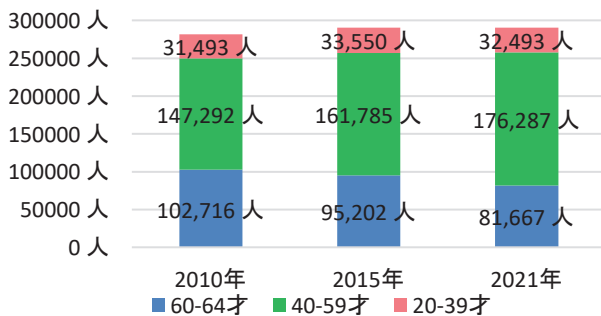
先進医療とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるもの)に限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

### 3. がん治療充実オプション

「がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」と「抗がん剤治療特約」の2つを組み合わせたオプションです。

#### ■ 働く世代のがん罹患数(推定)の推移は？

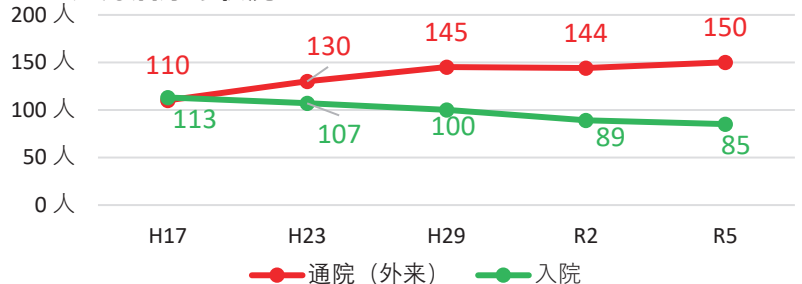
<がん(悪性新生物)の通院(外来)・入院別受療率(人口10万対)の推移>



働く世代のがん罹患数は増加傾向です。  
がんへの備えもしっかりと準備する必要があります

(国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」から作成)

#### ■ がん治療の状況は？



「通院で抗がん剤治療を受ける方」の補償の  
必要性が増していると考えられます

(厚生労働省「平成17、23、29年、令和2および令和5年患者調査」から作成)

# ○ 補償内容（保険金額）と保険料

おすすめ

	特約名	補償内容	保険金額	コード
親介護オプション	親介護一時金 (親介護一時金支払特約)	介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。特約被保険者（親） <sup>(※1)</sup> が次の要介護状態になり30日を超えて継続したときに保険金をお支払いします。 ●公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態。 ●上記以外で特約所定の状態に該当した場合。P.28、P.34もあわせてご確認ください。 ※親介護一時金額の全額を特約被保険者にお支払いします。	300万円	F
先進医療オプション	先進医療 (先進医療費用保険金補償特約)	病気やケガにより国内で先進医療を受けたときに要する費用（技術料）等を補償します。	1,000万円	G
がん治療充実オプション	がん診断 (がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約)	保険期間中に医師によってがん（悪性新生物）と診断確定された場合に保険金をお支払いします。	100万円	H
	抗がん剤治療 (抗がん剤治療特約)	保険期間中にがん（悪性新生物）を発病し、抗がん剤治療を開始した場合、抗がん剤治療を受けた月ごとに保険金をお支払いします。 (上皮内新生物は対象外となります)	<sup>(※2)</sup> 2.5万円	

(※1)特約被保険者（親）となれる方は、病気・ケガ補償プランの被保険者の親御さま（姻族を含みます。）で最大2名までとなります。  
(※2)乳がん・前立腺がんのホルモン療法の場合は保険金額×1倍、それ以外の特約所定の抗がん剤治療の場合は保険金額×2倍をお支払いします。なお、保険期間を通じて300万円が限度となります。

	年齢	親介護一時金 F	先進医療 G	がん治療充実 H	
				男性	女性
オプション補償 月払保険料表	15～19才	—	70円	60円	140円
	20～24才			70円	150円
	25～29才			160円	340円
	30～34才	20円		280円	590円
	35～39才			460円	740円
	40～44才			720円	1,460円
	45～49才	50円		1040円	2,370円
	50～54才	100円		1,490円	2,960円
	55～59才	220円		2,420円	3,660円
	60～64才	490円		4,630円	5,320円
	65～69才	1,110円	6,380円	6,570円	
	70～74才	2,460円	—	—	—
	75～79才	5,360円			
	80～84才	13,730円			
85～89才	29,560円				

- 保険料は、2025年11月1日時点での被保険者本人の満年齢により決まります。
- 親介護オプションの年齢は、2025年11月1日時点での親御さまの満年齢となります。

年齢に  
関係なく  
新規加入できます

# ケガのみ補償プラン

## ○ プランの概要と補償の範囲



ケガで入通院したり手術を受けたりした場合等に補償する  
シンプルなプランです

ケガの種類	業務中のケガ	通勤中のケガ	業務中・通勤中以外のケガ	地震によるケガ
①店長・配偶者 使用人用	○	○	○	○
②パート・ アルバイト用	○	○	×	×

## ○ 補償内容（保険金額）と保険料

①店長（法人の場合は代表者）・配偶者・使用人（社員）用（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ◆業務中・通勤中だけではなく、**24時間補償**となります。
- ◆地震等によるケガも補償されます。

### ①店長・配偶者・使用人（社員）用

補償内容 <保険金額>	このようなとき お支払いします	A1	B1	C1	D1	E1
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	ケガで死亡または 後遺障害が残った とき	800万円	500万円	400万円	300万円	200万円
傷害入院保険金日額 (ケガ)(180日限度) 1日につき	ケガで入院したとき 日帰り入院から補償	10,000円	7,500円	5,000円	3,000円	2,000円
傷害通院保険金日額 (ケガ)(90日限度) 1日につき	ケガで通院したとき 通院1日目から補償	6,500円	5,000円	3,000円	2,000円	1,000円

月払保険料	A1	B1	C1	D1	E1
	3,620円	2,630円	1,740円	1,170円	680円

- ①「店長（法人の場合は代表者）・配偶者・使用人（社員）」の方のケガの補償は「天災危険補償特約」がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます。
- 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- 同一被保険者で「病気・ケガ補償プラン」と「ケガのみ補償プラン」の両方に加入することはできません。「ケガのみ補償プラン」に加入される場合は、上記A1～E1から1つ選択してください。

## ②パート・アルバイト用 (団体総合生活補償保険 (標準型))

◆業務中・通勤中に限定したシンプルな補償となります。

同封の『ケガのみ補償プラン加入確認票』でお申込みください。



### ②パート・アルバイト用

補償内容 <保険金額>	このようなときにお支払いします	P 1
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	100万円
傷害入院保険金日額 (ケガ) (180日限度) 1日につき	ケガで入院したとき 日帰り入院から補償	3,000円
傷害通院保険金日額 (ケガ) (90日限度) 1日につき	ケガで通院したとき 通院1日目から補償	2,000円
月払保険料(1人あたり) 右記1人あたりの保険料×1日あたりの最大稼働人数が 月々の保険料になります (全従業員数で加入する必要はありません)		410円

- 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。
- 上記(「②パート・アルバイト用」)は職種別A(商品販売従事者等)の保険料です。それ以外の職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- このプランは、「就業中のみ傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」および「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」がセットされています。詳細はP.30およびP.36をご確認ください。

## ○ 保険金のお支払例

### 【例1】①店長(法人の場合は代表者)・配偶者・ 使用人(社員)用

店長がスポーツ中に足を骨折。20日間ギプス固定した場合(B1プランに加入)

傷害通院保険金 5,000円×20日 = **100,000円**

合計 **10万円**のお支払

### 【例2】②パート・アルバイト用

会社からの帰宅途中に車にはねられ、右足首を複雑骨折。入院20日間・通院30日、入院中に手術をした場合(P1プランに加入)

傷害手術保険金 3,000円×10倍 = 30,000円  
 傷害入院保険金 3,000円×20日 = 60,000円  
 傷害通院保険金 2,000円×30日 = 60,000円

合計 **15万円**のお支払

# 就業不能補償プラン

2025年11月1日時点で  
**満69才**の方まで  
新規加入できます

※旧所得補償プランから名称変更しました。補償内容は変わりません。

## ○ プランの概要



病気やケガで働けなくなったときの**治療費や収入減に備える**ことができるプランです

就業不能期間の  
**5日目**から  
補償します。

＼ こんなときにお役に立ちます！ ／

例  
1

### 店長が働けなくなった

店長が大ケガを負い長期の入院を余儀なくされ、就業不能となった。



治療にかかる医療費を補うことができます！

例  
2

### 社員が働けなくなった

社員が病気により、医師の治療を受けながら自宅療養することになった。



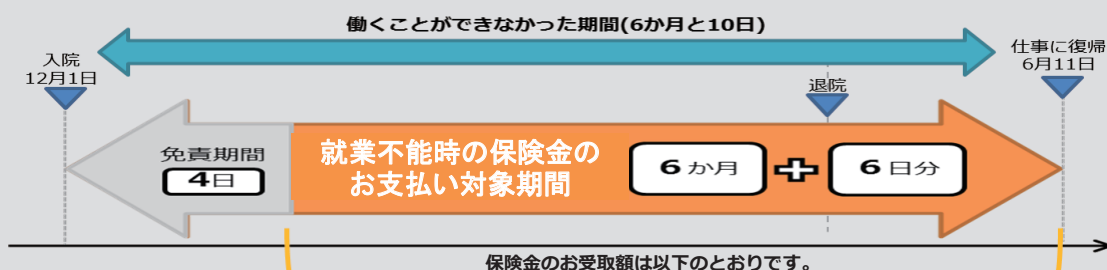
従業員の就業不能時の所得を補うことができます！



## ○ 保険金お支払例



【例①】 脳梗塞で12月1日から入院し、退院後、翌年6月10日まで医師の治療を受けながら自宅療養した場合（B1プランに加入）



1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	6日分 <sup>(※)</sup>	合計 <b>186</b> 万円
月額 <b>30</b> 万円	月額 <b>30</b> 万円	月額 <b>30</b> 万円	月額 <b>30</b> 万円	月額 <b>30</b> 万円	月額 <b>30</b> 万円	月額 <b>6</b> 万円	

※1か月未満の短日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

所得補償保険金額30万円× 6日/30日

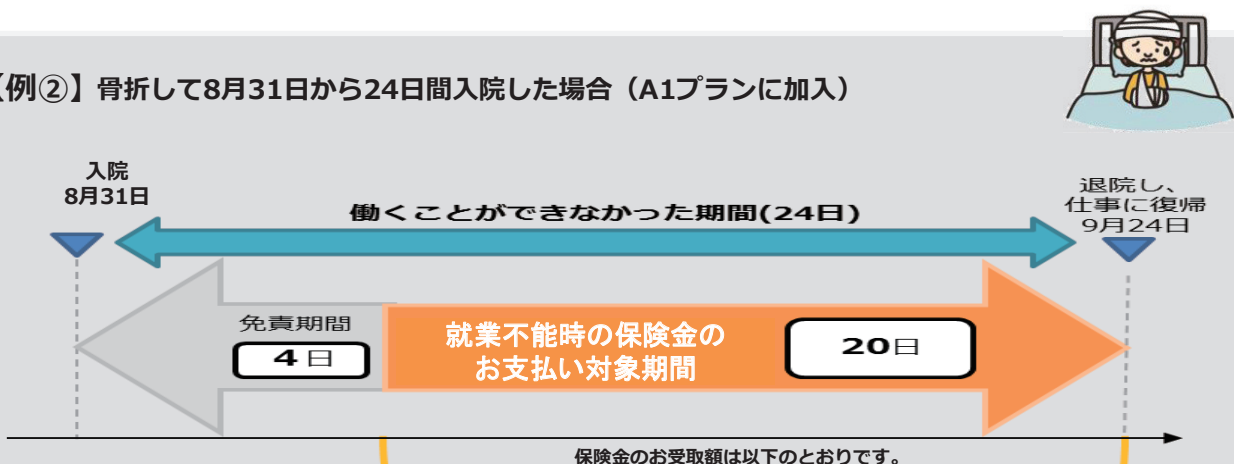
お客様の  
お受取金額です。

# ○ 補償内容（保険金額）と保険料

		C1	C	B1	B	A1	A
<b>保険金額</b>		月額45万円 (1日約15,000円)		月額30万円 (1日約10,000円)		月額15万円 (1日約5,000円)	
<b>てん補期間1年 免責4日</b>		最大12か月で 540万円		最大12か月で 360万円		最大12か月で 180万円	
<b>天災危険補償</b>		あり	なし	あり	なし	あり	なし
<b>月 払 保 険 料</b>	15才～19才	2,520円	2,340円	1,680円	1,560円	840円	780円
	20才～24才	3,690円	3,510円	2,460円	2,340円	1,230円	1,170円
	25才～29才	4,050円	3,825円	2,700円	2,550円	1,350円	1,275円
	30才～34才	4,950円	4,680円	3,300円	3,120円	1,650円	1,560円
	35才～39才	5,850円	5,535円	3,900円	3,690円	1,950円	1,845円
	40才～44才	7,335円	6,885円	4,890円	4,590円	2,445円	2,295円
	45才～49才	8,505円	8,010円	5,670円	5,340円	2,835円	2,670円
	50才～54才	9,900円	9,360円	6,600円	6,240円	3,300円	3,120円
	55才～59才	10,395円	9,810円	6,930円	6,540円	3,465円	3,270円
	60才～64才	10,935円	10,305円	7,290円	6,870円	3,645円	3,435円
65才～69才	13,095円	12,375円	8,730円	8,250円	4,365円	4,125円	

- 保険料は、2025年11月1日時点での被保険者本人の満年齢により決まります。
- 上記は職種級別1級（商品販売従事者(小売店主)等）の保険料です。  
それ以外のご職業の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 天災危険補償特約(所得補償保険用)がセットされたプラン（A1、B1、C1）にご加入の場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガで就業不能となった場合も補償されます。
- 保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、以下参考に適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃料などは平均月間所得額に含めることはできません）  
<ご加入の公的医療保険制度>
  - ・国民健康保険に加入の方(例：個人事業主)：平均月間所得額の70%以内
  - ・健康保険等に加入の方(例：給与所得者)：平均月間所得額の50%以内
 なお保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払できませんのでご注意ください。

## 【例②】骨折して8月31日から24日間入院した場合（A1プランに加入）



$$\text{所得補償保険金額} 15\text{万円} \times 20\text{日}^{(*)} / 30\text{日} =$$

※1か月未満の短日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

合計  
**10万円**

お客さまのお受取金額です。

早見表

おすすめプラン

病気・ケガ補償プラン

ケガのみ補償プラン

就業不能補償プラン

生命補償プラン

保険金請求の流れ

Q & A

# 生命保障プラン〔死亡・高度障害保障〕

※旧死亡保障プランから名称変更しました。保障内容は変わりません。

## ○ プランの概要



在職中に**万が一**のことがあった場合に備えるプランです

## ○ 保障の範囲



亡くなった場合  
〔死亡保険金〕



約款所定の  
高度障害状態になった場合  
〔高度障害保険金〕

## ○ 主な特徴

1

### 配当金について

1年ごとに収支計算を行い、余剰金が生じた場合には配当金をお支払いします。そのため、ご契約全体における保険金のお支払いが多い場合、配当金はゼロとなることもあります。

2

### 1年ごとに見直し可能（増額・減額）

1年更新の保険ですので、ライフステージの変化に合わせ、毎年保険金額の見直しの機会があります。  
※ただし、増額の場合は改めて健康状態の告知が必要となり、告知内容によっては増額できない場合があります。

3

### 加入手続きが簡単

医師の診査は不要で、簡単な告知のみでお申し込みが可能です。

## ○ 保障内容と概算保険料

	店長・社員（配偶者を含む）コース		
保険金額	1,000万円	500万円	300万円
月額概算保険料	5,300円	2,650円	1,590円

※保険料は年齢・性別に関係なく一律です

## ○ ご加入にあたってのご注意

<b>保険契約者</b>	この保険はワークマン加盟店会が保険契約者となる団体契約です。
<b>ご加入できる方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年11月1日現在、満14歳6か月超・満65歳6か月以下で次に該当する方です。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① ワークマン加盟店 店長</li> <li>② ワークマン加盟店 社員（配偶者）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 青色事業専従者控除の対象となっている配偶者の方</li> </ul> </li> <li>③ ワークマン加盟店 社員（配偶者以外）</li> </ol> </li> </ul>
<b>保険期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年11月1日から2026年10月31日までの1年間で、以降特にお申し出のない限り加入資格（上記「ご加入できる方」参照）を喪失されるまで自動的に更新して継続します。</li> <li>● 保険期間の途中で加入された方については、中途加入日から2026年10月31日までが初年度の保険期間となります。</li> <li>● 中途加入日は、お申込みの翌月1日となります。</li> </ul>
<b>保険金受取人について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡保険金受取人を【加入（更新）申込書】にて新たに指定された場合は、保険期間開始日（2025年11月1日）より指定された受取人に変更します。死亡保険金受取人を保険期間より前に変更されたい場合は、パンフレット記載の【お問い合わせ先】にお申し出いただき、「必要書類」をお取り寄せのうえ、別途お手続きください。なお、遺言による保険金受取人の変更はできません。</li> </ul>
<b>保険料の払い込みについて</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎月の保険料は、分配金から差し引かれますので、わずらわしさがありません。</li> <li>● 保険料の控除はご加入月分配金から行います。</li> </ul>
<b>税法上の取扱い (2025年7月現在)</b>	保険料は税法上の下記取扱いがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人事業所が役員・従業員のために負担した保険料は、全額損金として認められます。 [法人税法基本通達9-3-5] (ただし、特定の方のみを被保険者とする場合、その保険料は給与となります。)</li> <li>● 個人事業主が従業員のために負担した保険料は、全額必要経費として認められます。 [所得税法基本通達36-31の2] (ただし、事業主本人およびその生計を一にする親族にかかる部分は除きます。)</li> <li>● 被保険者ご本人が負担した保険料については、配当金がある場合、配当金を差し引いた額が、生命保険料控除の対象となります。 [所得税法第76条] [地方税法第34条、314条の2]</li> </ul>

- 左記月額概算保険料は見込総保険金額・被保険者様の見込年齢構成をもとに算出したものです。正規保険料は加入お申し込み締め切り後改めて算出し、適用します。
- 正規保険料は2026年10月31日まで一律ですが、将来の加入状態によっては変わることもあります。
- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
- 高度障害保険金は加入日以後の傷害または疾病により保険期間中に約款所定の高度障害状態に該当した場合にお支払いします。

# 保険金請求の流れ

病気・ケガ  
補償プラン

ケガのみ  
補償プラン

就業不能  
補償プラン

生命  
保障プラン

## 支払請求事由に該当した際の連絡先

ワークマン加盟店会事務局 TEL:0270-32-6218 9:00~17:00 ※土日祝日・年末年始除く

または

病気・ケガ

三井住友海上事故受付センター

ケガのみ

0120-258-189(無料)

就業不能

24時間365日

生命

三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンター

0120-324-386(無料)

月~金 9:00~18:00 土 9:00~17:00

※日・祝日・年末年始除く

## 事故受付票のご提出

事故受付票を受信後、わかる範囲でご記入ください。  
その後すみやかに下記へFAXにてご返信ください。

ワークマン加盟店会事務局 FAX:0270-32-6210

## 保険金等請求書類のお受け取り

三井住友海上火災保険(株)、三井住友海上あいおい生命保険(株)より発送いたします。

## 保険金等請求書類のご提出

提出先:三井住友海上火災保険(株)、三井住友海上あいおい生命保険(株)  
ご記入・押印および必要書類を取り揃えて  
返信用封筒にて保険金等請求書類をご返送ください。

## 保険会社にて請求書類の内容確認

※請求書類に不備等がございましたら、ご連絡いたします。

## 保険金等のお受け取り

ご指定の口座にお支払いいたします。

# 加盟店会補償プラン Q & A

**Q** | 病気・ケガ補償プラン、ケガのみ補償プラン、就業不能補償プラン、生命保障プランは、どのように申込みすればいいですか？

**A** | 申込書類をご用意しますので加盟店会事務局までお問い合わせください。  
TEL0270-32-6218（平日9:00～17:00）

**Q** | 病気・ケガ補償プラン、ケガのみ補償プラン、就業不能補償プラン、生命保障プランは、法人名義で申込みできますか？

**A** | 生命保障プランを除く、病気・ケガ補償プラン、ケガのみ補償プラン、就業不能補償プランはワークマン加盟店会の店長(法人の場合は代表者)様名義でのお申込みとなります。詳細は加盟店事務局までお問い合わせください。

**Q** | ケガのみ補償プランのパート・アルバイト用は、どのように申込みすればいいですか？

**A** | パンフレットに同封の「加入確認票」に必要事項を記入し、加盟店会事務局までFAXにてお申込みください。

**Q** | 保険期間の途中で加入することはできますか？

**A** | はい、できます。  
申込締切日以降にご加入の場合、毎月20日までにお申しいただいた場合は翌月1日午前0時から補償開始となります。補償期間の終了日は2026年11月1日午後4時<sup>(※)</sup>までとなります。  
(※) 団体定期保険(生命保険)は2026年10月31日となります。

**Q** | 病気で入院をせずに通院した場合、保険金は支払われますか？

**A** | いいえ、支払われません。  
入院(日帰り入院を含む)がない「通院」の場合、保険金のお支払対象外となります。また入院前の「通院」もお支払対象外となります。

**Q** | ケガで入院をせずに通院した場合、保険金は支払われますか？

**A** | はい、支払われます。  
ケガで通院した場合、入院の有無を問わず保険金のお支払いの対象となります。

# ご加入にあたってのご注意

(団体総合生活補償保険 (MS&A型) ・ 団体総合生活補償保険 (標準型) ・ 所得補償保険)

<b>保険契約者</b>	<p>この保険はワークマン加盟店会が保険契約者となる団体契約です。</p> <p>被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者(標準型は申込人)がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。</p>
<b>自動継続の取扱いおよび継続契約に関する注意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)</li><li>●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。</li><li>●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。</li><li>●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。</li></ul>
<b>経営破綻した場合等の保険契約者の保護について</b>	<p><b>団体総合生活補償保険の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。</li><li>●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。</li></ul> <p><b>【病気の補償】</b> 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p><b>【ケガの補償】</b> 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p><b>【上記以外の補償】</b> 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。</p> <p><b>所得補償保険の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。</li><li>●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。</li></ul>
<b>税法上の取扱い (2025年7月現在)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●毎月の保険料は、ご契約形態により保険料の税法上の取扱い方法等が異なりますので税理士・税務署にお尋ねください。</li></ul>
<b>告知義務、告知受領権、告知義務違反の注意喚起</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。</li><li>●告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。</li></ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。</li><li>●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。</li><li>●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払します。</li><li>●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。</li><li>●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。</li><li>●保険料は本部にて毎月自動引落しいたします。お振込み等の手続は不要です。</li><li>●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。</li><li>●中途加入する場合、加入申込票の締切日は、毎月20日ワークマン加盟店会事務局に必着です。(補償開始日は翌月1日となります。)</li></ul>

## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただいたためのものであります。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。**

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

#### 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

##### ① 皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？

・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認くださいませましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

##### ② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「**複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ**」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

◆「**所得補償保険をお申込みの場合のみ**」ご確認ください。

保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の70%以下(国民健康保険に加入の方の場合。健康保険等に加入の場合は50%以下)となるようなタイプでお申込みされていますか？

◆「**健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ**」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

#### 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

・この保険制度に新規加入される場合

・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)

・既にご加入されているがご継続されない場合

## 個人情報のお取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

# 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

(団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ・ 所得補償保険)

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(\*) 団体総合生活補償保険 (MS&AD型): 保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

所得補償保険: 保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。

## 1. 健康に関する告知の重要性

### 【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。
親介護	・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

### 【所得補償保険】

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

## 2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

## 3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

## 4. 健康に関する告知が必要な方

### 【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途親介護一時金専用の告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約
親介護補償	親介護一時金支払特約親介護

### 【所得補償保険】

・「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

## 5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

## 6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

### 【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

特約の名称	お取扱い
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*5)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護	

- (\*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (\*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
- (\*4) 発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*5) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初ががんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

### 【所得補償保険】

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(\*1)より前に発病した病気(\*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*2) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

### 7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

## 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

### 【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(\*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(\*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
抗がん剤治療特約	なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。
親介護	

### 【所得補償保険】

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(\*)については、保険金をお支払いしません。

(\*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

### 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

疾病			本人介護
質問1	質問2	質問3	特定疾病対象外欄
LKA はい 3	LKH はい 3	LTA はい 3	506 疾病コード R-0 三住 太郎
はい 4	はい 4	はい 4	507 疾病・症状名(カナ) ヨウシクケツノウ 三住 太郎
※告知者ご署名欄			
LWB 告知日			
令和 〇 年 10 月 1 日			
三住 太郎			

各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動脈奇形(脳動脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺炎腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかわる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

～万一事故にあわれたら～

# 請求手続きについて

(団体総合生活補償保険 (MS & A D型) ・ 団体総合生活補償保険 (標準型) ・ 所得補償保険)

三井住友海上への  
ご連絡先は

三井住友海上事故受付センター  
**0120-258-189** (無料)  
(24時間365日)

保険金を お支払いする場合に 該当したときの引受 保険会社へのご連絡	●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
保険金支払いの 履行期	●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3) (*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。 代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。 (*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。 (*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
保険金のご請求時に ご提出いただく書類	●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの ●引受保険会社所定の保険金請求書 ●引受保険会社所定の同意書 ●事故原因・損害状況に関する資料 ●被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本等) ●引受保険会社所定の診断書 ●診療状況申告書 ●公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ●死亡診断書 ●他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類 ●休業・所得証明書 ●所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等) ●被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼事故証明書)、請負契約書(写)、発注者(写)等) 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
代理請求人 について	●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 また、 <b>本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。</b> (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」 (*) 法律上の配偶者に限ります。
柔道整復師 (接骨院、整骨院等) による施術の場合	【団体総合生活補償保険】 通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。 また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 【所得補償保険】 就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。 また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

# 保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P.3 3-P.3 4の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

## 団体総合生活補償保険(MS&AD型)について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害保険金	傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>● 自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用している間のケガ</li> <li>● 脳疾患、病氣※または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</li> <li>● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎</li> <li>● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>● 別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ</li> <li>● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</li> </ul> など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(1, 095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(1, 095日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合：[傷害入院保険金日額] × [10] ② ①以外の手術の場合：[傷害入院保険金日額] × [5] (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	傷害通院 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	[傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数] (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット  欄外(☆)参照	保険期間の開始後(※)に発病※した病気※のため、保険期間中に入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	[疾病入院保険金日額] × [疾病入院の日数] (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(※4)(加入者証等に記載されます。) など
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット  欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気※の治療のために、保険期間中に手術※を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院※中に受けた手術の場合： [疾病入院保険金日額] × [10] ② ①以外の手術の場合：[疾病入院保険金日額] × [5] (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時(※5)より前に発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(※6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)に設定されます。)のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット  欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気※の治療のために、保険期間中に放射線治療※を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 [疾病入院保険金日額] × [10] (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	(※3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット  欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	[疾病通院保険金日額] × [疾病通院の日数] (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気を含まず。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(※4) その病気と医学上因果関係がある病気を含まず。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合															
病气・ケガ補償プラン オプション補償 がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	次のいずれかのがん※と診断確定された場合 (保険期間中にがんと診断確定された場合に限りです。) ①保険期間の開始時 <sup>(*)1</sup> 以降に初めて罹患したがん ②再発したがん <sup>(*)2</sup> ③転移したがん <sup>(*)3</sup> ④既払がん <sup>(*)4</sup> とは全く別のがん (注)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由が該当日 <sup>(*)5</sup> から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (*1)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (*2)「再発したがん」とは、がんとを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (*3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器 <sup>(*)6</sup> に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (*4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (*5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (*6)同一の種類部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	[がん診断保険金額の全額] (注1)保険期間中1回に限りです。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん※を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注3)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は24ページの<代理請求人について>をご覧ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <sup>(*)1</sup> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん <sup>(*)1</sup> ●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)に該当するがん <sup>(*)2</sup> など (注)保険期間の開始時 <sup>(*)3</sup> より前に発病※したがんについては保険金をお支払いしません。 ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*2)そのがんと医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*3)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。															
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	保険期間の開始後 <sup>(*)1</sup> に発病※したがん※の治療※のため、保険期間中に抗がん剤 <sup>(*)2</sup> 治療を開始した場合 (注1)同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)先進医療に該当するもの、治療薬剤による治療は補償の対象になりません。 (*1)抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (*2)投薬または処方された時点でがんが適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 次ページへつづく	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 [抗がん剤治療保険金額] × [下表の倍率] <table border="1" data-bbox="643 1442 1134 1778"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">L02. 内分泌療法(ホルモン療法)<sup>(*)</sup></td> <td>乳がん、前立腺がん</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記以外のがん</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> (注1)保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん※を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 次ページへつづく	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)</sup>	乳がん、前立腺がん	1	上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <sup>(*)1</sup> ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん <sup>(*)1</sup> など (注)保険期間の開始時 <sup>(*)2</sup> より前に発病※したがん(転移したがん <sup>(*)3</sup> を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 次ページへつづく
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率																	
L01. 抗悪性腫瘍薬	2																	
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)</sup>	乳がん、前立腺がん	1																
	上記以外のがん	2																
L03. 免疫賦活薬	2																	
L04. 免疫抑制剤	2																	
V10. 治療用放射性医薬品	2																	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
抗がん剤治療 保険金 ★抗がん剤治療 特約	前ページからのつづき <table border="1" data-bbox="375 183 651 412"> <tr><td>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</td></tr> <tr><td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td></tr> <tr><td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)<sup>(*)</sup></td></tr> <tr><td>L03. 免疫賦活薬</td></tr> <tr><td>L04. 免疫抑制剤</td></tr> <tr><td>V10. 治療用放射性医薬品</td></tr> </table> <p>(*) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。</p>	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類	L01. 抗悪性腫瘍薬	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)</sup>	L03. 免疫賦活薬	L04. 免疫抑制剤	V10. 治療用放射性医薬品	前ページからのつづき ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (* ) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	前ページからのつづき (* 2) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 (* 3) 転移したがんとは、原発巣(最初のがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類									
L01. 抗悪性腫瘍薬									
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)</sup>									
L03. 免疫賦活薬									
L04. 免疫抑制剤									
V10. 治療用放射性医薬品									
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金 支払特約	保険期間中に、特約被保険者 <sup>(*)</sup> が要介護状態(要介護3以上の状態) <sup>(*)</sup> となり、30日を超えて継続した場合 (注) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は24ページの「代理請求人について」をご覧ください。 (* ) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	[親介護一時金額の全額] (注1) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2) [継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意] 親が要介護状態 <sup>(*)</sup> となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</li> <li>● 自動車等<sup>(*)</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>(*)</sup>中または麻薬等を使用している運転中の事故による要介護状態</li> <li>● 麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療<sup>(*)</sup>を目的として医師<sup>(*)</sup>が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</li> <li>● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群<sup>(*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>(*)</sup> など</li> </ul> (注) 保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由 <sup>(*)</sup> が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 <sup>(*)</sup> が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (* 1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (* 2) 公的介護保険制度 <sup>(*)</sup> を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。						
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償 特約 ☆特定精神障害 補償特約セツ	ケガ <sup>(*)</sup> または病気 <sup>(*)</sup> の治療 <sup>(*)</sup> のため、保険期間中に日本国内において先進医療 <sup>(*)</sup> を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (* ) 「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用 <sup>(*)</sup> イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>(*)</sup>や病気<sup>(*)</sup></li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気</li> <li>● 自動車等<sup>(*)</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>(*)</sup>または麻薬等を使用している運転中のケガ</li> <li>● 脳疾患、病気<sup>(*)</sup>または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>(*)</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群<sup>(*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>(*)</sup></li> </ul> 次ページへつづく						

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
病気・ケガ補償プラン オプション補償	先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償 特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	前ページからのつづき (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気※(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気※(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気※(*2)によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (*2) 先進医療の原因となった病気※と医学上因果関係がある病気※を含みます。	前ページからのつづき ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性による病気(*2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常(*3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(\*1)の原因となった病気※(\*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気※(\*2)を発病した時が、その病気による疾病入院(\*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(\*1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(\*2) 疾病入院(\*1)の原因となった病気※と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">             同様の取扱いとなる保険金           </div> ・先進医療費用保険金

団体総合生活補償保険(標準型)について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>傷害保険金</b> 傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  傷害後遺障 害 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約  傷害通院 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>※</sup></li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>● 自動車等<sup>※</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用している運転中のケガ</li> <li>● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>※</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頭(けい)部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>※</sup></li> <li>● 入浴中の溺水<sup>※</sup>(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)<sup>※</sup>によって発生した肺炎</li> <li>● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>● 乗用具<sup>※</sup>を用いて競技等<sup>※</sup>をしている間のケガ</li> </ul> など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>※</sup> が発生した場合	[傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>※</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>※</sup> の診断に基づき後遺障害 <sup>※</sup> の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、入院 <sup>※</sup> された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) 傷害入院の日数には、通院 <sup>※</sup> された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害入院の日数には、通院 <sup>※</sup> されない場合で、所定の部位 <sup>※</sup> を固定するためにギブス等 <sup>※</sup> を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 <sup>※</sup> の指示による固定 <sup>(*)</sup> であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (注) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院 <sup>※</sup> に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>※</sup> を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> の治療 <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 <sup>※</sup> を受けられた場合	①入院 <sup>※</sup> 中に受けた手術 <sup>※</sup> の場合:[傷害入院保険金日額] × [10] ②①以外の手術の場合:[傷害入院保険金日額] × [5] (注) 1事故に基づくケガ <sup>※</sup> について、1回の手術に限りします。また、1事故に基づくケガ <sup>※</sup> について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、通院 <sup>※</sup> された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害入院の日数には、通院 <sup>※</sup> されない場合で、所定の部位 <sup>※</sup> を固定するためにギブス等 <sup>※</sup> を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師 <sup>※</sup> の指示による固定 <sup>(*)</sup> であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (注) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。	[傷害通院保険金日額] × [傷害通院の日数] (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院 <sup>※</sup> に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ <sup>※</sup> を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 <sup>※</sup> 、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約 (ケガのみ補償プラン②パート・アルバイト用)	次に掲げるケガ <sup>※</sup> に限り、傷害保険金をお支払いします。 ① ②以外の場合 被保険者が職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガ ② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。) ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(被保険者の休暇中を除きます。) ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ・取引先との契約、会議(会食を主な目的とするものを除きます。)等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ. 被保険者に対し労災保険法等 <sup>(*)</sup> による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事および通勤中 (注) 日本国の労働災害補償法令をいいます。
準記名式契約(一部付保) (同一保険金額)特約 (ケガのみ補償プラン②パート・アルバイト用)	被保険者となり得る方の名簿を契約者が備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でお申込みいただくことができる特約です。ご契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。

所得補償保険について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>所得補償保険金</p> <p>☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット</p> <p>☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット</p>	<p>保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(4日)を超えて継続した場合</p>	<p>[保険金額]×[就業不能期間※の月数<sup>(*)</sup>]+[保険金額]×[就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数/30]</p> <p>(*)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。</p> <p>(注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2)原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気</p> <p>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気</p> <p>●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転中のケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガA1、B1、C1プランには天災危険補償特約(所得補償保険用)がセットされているため、支払対象となります。</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガや病気</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気<sup>(*)</sup>やケガ(加入者証等に記載されます。)</p> <p>などによる就業不能<sup>(*)</sup></p> <p>●精神障害<sup>(*)</sup>を被り、これを原因として発生した就業不能</p> <p>●妊娠または出産による就業不能</p> <p>●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合</p> <p>(注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時<sup>(*)</sup>より前に発病※した病気<sup>(*)</sup>または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>(*)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>＜お支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など</p> <p>(*)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

(☆)【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気<sup>(\*)</sup>を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(\*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)(A1・B1・C1プラン)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

団体定期保険について

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合	[保険金額]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金が支払われない場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入日から1年以内に被保険者が自殺したとき</li> <li>・保険契約者、または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>・戦争その他の変乱によるとき<sup>(注)</sup></li> </ul> </li> <li>●高度障害保険金が支払われない場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>・戦争その他の変乱によるとき<sup>(注)</sup></li> <li>・加入日前の病気や不慮の事故により約款所定の高度障害状態となったとき</li> </ul> </li> </ul>
高度障害保険金	<p>保険期間中に被保険者が、保障開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で約款所定の高度障害状態<sup>(＊1)</sup>になられたとき</p> <p>(＊1)以下のいずれかの状態を指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol>	[保険金額]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●告知義務違反による解除 ご加入の際、保険契約者または被保険者が、引受保険会社が書面で求めた告知事項に関し、故意または重大な過失により告知欄に事実を記載されなかったか、事実と異なることを記載され、保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき</li> <li>●重大事由による解除 次に挙げる事項(「重大事由」といいます。)のいずれかが、保険契約者またはそれ以外の者によって生じ、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除となったとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故誘発(未遂を含みます。)をしたとき</li> <li>(2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)があったときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき</li> <li>(3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき</li> <li>(4) 上記(1)～(3)に掲げる事項のほか、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の保険金の請求に関し、この保険契約の存続を困難とする上記(1)～(3)に掲げる事項と同等の重大な事由がある場合 なお、すでに保険金等をお支払いした後にこれらの事実が判明した場合には、引受保険会社はその返還を請求することができます。</li> </ol> </li> </ul> <p>(注)戦争その他の変乱によって死亡した被保険者数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金(高度障害保険金)を支払いまたは死亡保険金(高度障害保険金)を削減して支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●不法取得目的による無効 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってこの保険契約の被保険者として加入し(させ)、保険契約者による場合は保険契約の全部が、また被保険者による場合はその被保険者に対する部分が、無効となったとき。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。</li> <li>●詐欺による取消 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約の被保険者として加入し(させ)、保険契約者による場合は保険契約の全部が、また被保険者による場合はその被保険者に対する部分が、取消となったとき。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。</li> </ul>

# ※印の用語のご説明

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## ア行

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて1回の疾病入院として取り扱います。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、なお、電話診療は含みません。

## カ行

- 「がん」とは、特約に定めるがん（悪性新生物）をいい、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
- 「ギブス等」とは、ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り）およびハローベストをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（\*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（\*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒  
（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

## サ行

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------------------------

- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(※1)</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜)を除きます。
  - ② 先進医療※に該当する診療行為<sup>(※2)</sup>
    - (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
    - (※2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
  - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
  - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
  - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限り、
  - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、
- 「診断確定」とは、医師※による病理組織学的所見<sup>(※1)</sup>によってなされたものをいいます。
 

(注)病理組織学的検査<sup>(※2)</sup>が行われない場合には、病理組織学的検査<sup>(※2)</sup>が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見<sup>(※3)</sup>による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見<sup>(※3)</sup>による診断確定も認めることがあります。

  - (※1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。
  - (※2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。
  - (※3)その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

## 夕行

- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)。をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。

## ナ行

- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

## ハ行

- 「発病」とは、医師※が診断<sup>(※)</sup>した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、団体総合生活補償保険の場合、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
  - ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

## マ行

- 「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

## ヤ行

- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
  - ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上)
    - 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
  - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
    - 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
  - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
    - 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

### ●補償対象外となる運動等

山岳登山<sup>(※1)</sup>、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機<sup>(※2)</sup>操縦<sup>(※3)</sup>、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機<sup>(※4)</sup>搭乗、ジャイロブレン搭乗  
その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3)職務として操縦する場合は含みません。

(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

### ●補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士  
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象)
	本人(*)
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上69才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	
先進医療費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	本人(*)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	

(\*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

##### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。  
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。  
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。  
「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。なお、商品の概要、被保険者の範囲はそれぞれ次のとおりです。

契約方式 「準記名式契約」 (名簿備付方式)	契約者が被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご加入時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご加入いただく方式です。 ※始期日時点の被保険者数が2名以上であることが必要となります。 契約者と一定の関係にある、業務に従事中のパート・アルバイト全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。
被保険者の範囲	準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約に記載された方全員

(注)「準記名式(一部付保)(同一保険金額)特約」は、保険契約者と一定の関係にある者のうち、補償する危険を時間的・場所的に限定し、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払う場合はパンフレットのとおりにです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

#### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。  
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。  
「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

# 重要事項のご説明

## 注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はワークマン加盟店会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ①他の保険契約等(\*)に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)

④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

⑤被保険者数(標準型の場合のみ)

⑥被保険者の「職業・職務」(標準型の場合のみ)

#### (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)(標準型の場合のみ)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

①職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③職業をやめた場合

④被保険者数が減員または増員となる場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

#### <ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

#### <ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士  
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

### (3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人であり、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合は、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき

②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき

・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(\*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みただけでない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みただけでない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

### 6. 失効について

ご加入後に、被保険者(準記名式契約の場合は被保険者区分(明細)における被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

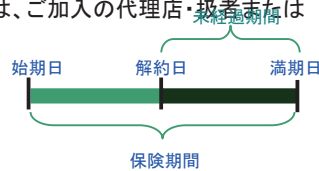
### 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に

応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

### 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

#### (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

#### (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

#### この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】株式会社ワークマン  
TEL 0270-32-6218

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」  
こちらからアクセス  
https://www.ms-ins.com/contact/cc/



#### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明 (所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりにです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

#### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 6. 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

# 重要事項のご説明

## 注意喚起情報のご説明 (所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はワークマン加盟店会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
  - ②他の保険契約等(\*)に関する情報
- (\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ③被保険者の「生年月日」、「年齢」
  - ④被保険者の健康に関する告知

#### 【健康に関する告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
  - ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
  - ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(\*)より前に発病した病気(\*)<sup>(2)</sup>または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の際が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
- (\*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (\*)2 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

#### (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

#### (3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

#### (\*) 保険契約

- その被保険者に係る部分に限ります。
  - 複数のご契約があるお客さまへ  
補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- (注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

#### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

#### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

##### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

##### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

#### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

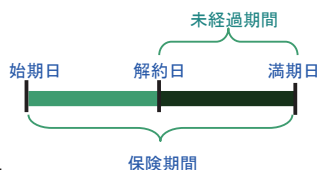
#### 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

#### 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に

応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。

#### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

#### 9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットをご参照ください。

#### 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

##### (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

##### (2) 新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 株式会社ワークマン  
TEL 0270-32-6218

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセス  
できます。



#### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>



お問い合わせ先

ワークマン加盟店会事務局

〒372-0824 群馬県伊勢崎市柴町1732  
TEL.0270-32-6218

代理店・扱者

株式会社ワークマン

〒372-0824 群馬県伊勢崎市柴町1732  
TEL.0270-32-6218

引受保険会社

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】 【団体総合生活補償保険（標準型）】  
【所得補償保険】

三井住友海上火災保険株式会社  
群馬支店・ベイシアグループ室  
〒379-2147 群馬県前橋市亀里町900  
TEL. 027-265-5333

【団体定期保険】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 事務幹事会社  
新契約部 団体保険契約グループ（引受割合85%）  
〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2  
TEL. 03-5539-8391（平日9:00~17:00）

第一生命保険株式会社（引受割合15%）  
〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1  
TEL. 03-3216-1211（大代表）

（事務委託会社）

三井住友海上火災保険株式会社 群馬支店・ベイシアグループ室  
〒379-2147 群馬県前橋市亀里町900  
TEL. 027-265-5333